

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (30. 2 定)			
日 時	平成 30 年 6 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 15 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・千葉・濱本・ 林下・小貫・川畑・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。酒井隆裕委員が川畑委員に、松田委員が秋元委員に、斉藤委員が千葉委員に、面野委員が林下委員に、横田委員が濱本委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、本日の順序は立憲・市民連合、公明党、共産党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○林下委員

◎高島漁港区における観光船事業者に対する許可の取り消しについて

高島漁港区における観光船事業者に対する許可の取り消しについて、お聞きいたします。

まず、4月27日に許可の取り消しを通知したとのことですが、さまざまな行政指導に従わなかった過去がある観光船事業者です。今回の許可の取り消しに従う見込みはありますか、お答えください。

また、取り消しをするに当たって、観光船事業者の反応について、どのようなものであったのか、お答えください。

○産業港湾部長

ただいま、許可の取り消しに従う見込みと観光船事業者の反応についてお尋ねがございましたが、それについて、私が、是正命令を発効した後、一度面談して、その内容について説明いたしております。経過をお答えさせていただきます。

是正命令につきましては、4月27日付、小樽市から発送いたしました。我々はその文書の送達を確認できたのが5月7日でございます。それをもって、私どもで観光船事業者の方と日程を調整いたしまして、5月10日10時半に当該事業者の会社を訪問いたしまして、私から今回の是正命令に至った経過、その内容について説明してきたところであります。それを受けて、観光船事業者の方の反応でございますが、この経緯、経過については理解したということを申しておりました。

それと、今回の許可の取り消しに従う見込みがあるかどうかということでございますけれども、これについては、現在、是正命令の履行期限を送達日から3カ月目と定めておりまして、それが到来していない状況でございます。現状、事業者からも、我々に問い合わせがないという、申し出がないという状況もございまして、我々としては、現状では、その見込みがあるかどうか、これについては不明と思っております。

○林下委員

今、事業者の反応はつかめないということですが、少なくともかなり丁寧に、小樽市としては接触しているということですが、その事業者の反応という意味では、全くつかみ切れないという理解でいいのですか。

○産業港湾部長

今、委員がおっしゃったとおり、現状としては、我々としてはつかみ切れていないという、そういったところが現状でございます。

○林下委員

それでは次に、建物が当初より立派になっていたようです。また、北海道じゃらん6月号の157ページに当該観

光船事業者が出ていました。観光船事業者が事業をやめる気はないと考えるのが自然です。今回の許可を取り消しても事業が続けられると、小樽市は認識していますか。それとも、今回の許可の取り消しによって事業は続けられないという認識ですか。続けられるか、続けられないかのどちらかでお答えください。

○（産業港湾）管理課長

今回、許可の取り消しをしたことによって、観光船事業が続けられるのか、続けられないのかについてですけれども、今回許可を取り消したことによって、高島地区袖護岸ですとか浮棧橋、これらの係留施設を使用した観光船の運航はできないものと考えておりますが、陸域に自己所有地がございますことから、ここから船の出入りをした船舶の運航というものはできるものと、事業はできるものと考えております。

また、建物を利用したの営業ができるかどうかという部分につきましては、営業権については、今後、他の法律でどのような対応ができるかも含めて考えなければいけない部分かというふうに考えています。

○林下委員

今わかりにくい説明だったのですが、小樽市は許可を取り消したのだけれども、観光船事業は継続できる。ただ、建物の利用だとかの営業は判断できていないというお答えでよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

観光船の運行につきましては、北海道運輸局に対しまして、人の運送をする不定期航路事業として事業が成り立ちますので、その辺については可能と考えています。

建物については、現在のところ、今後の対応を検討しているところでお答えできない状況です。

○林下委員

今のお答えであれば、小樽市が許可を取り消したのだけれども、観光船事業については北海道運輸局が判断するので、小樽市としては何もできないということですね。

○（産業港湾）管理課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○林下委員

次に、市長の後援会幹部が関係する観光船事業者ですが、今回の許可の取り消しに関しては、市の落ち度が大きいケースです。このような場合、当然、損害賠償という話になると思いますが、許可を取り消すに当たって関係事業者と損害賠償について、話し合いをしましたか。

○（産業港湾）管理課長

現時点では、事業者と損害賠償についての話し合いは行っておりません。

○林下委員

私どもは、前からそういう懸念を指摘したのですけれども、この損害賠償の話は、どなたもしていないということで確認してよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

不利益処分の決定を通知した後は、直接、損害賠償についてはお話ししておりませんが、聴聞を開催した際には、詳しいことはお話しできませんが、そういった賠償の話については、若干触れているところはございますが、具体的な話ではございませんでした。

○林下委員

今、不利益処分をした後には話をしていないけれども、その前には何か話をしていると、それは誰がしているのですか。

○（産業港湾）管理課長

聴聞を開催した当時は当事者の方と、所管課であります港湾室の室長と私と管理グループの者が出ておりますの

で、そのやりとりの中で、そういうお話があったところでございます。

○林下委員

損害賠償の話ですけれども、市民の税金が市長の後援会幹部に流れる。こんなことが政治的、道義的に許されると思いますか。市長が個人で損害賠償相当額を全額補填することが政治的、道義的責任の果たし方だと思っています。このことについて、市長の見解をお伺いします。

○（総務）総務課長

今回の問題は、実際、市に瑕疵があったということは事実ですけれども、これによって相手方が損害をこうむったのであれば、損害賠償に発展するという可能性も考えられます。ただ、これは、相手が市長の後援会かどうかということは関係がなくて、その市の、市長の補填ということについても、損害賠償という事態にまだ発展していないものですから、今の段階では何とも言えないのですが、一般論としては、一般的には市がその責めを負うということにはなろうかと思えます。

○林下委員

私から答弁者を指名できないのは理解しておりますけれども、今の総務課長の説明では、今まで市長は我々の指摘に対して、違法性はないと、責任は自分がとると、繰り返し主張しているのですが、そういう立場の市長が、この政治的、道義的責任の果たし方について問うたことに対して、市長としてはお答えできないということですか。

○市長

その点に関しましては、今までも答弁させていただいておりますが、現状において、それが発生している状況ではない、まだ仮定の状況でございますので、その状況について、具体的にどうするということは、現状においてはお話しすることはできません。

○林下委員

ここは市長の見解としては納得できないのですけれども、次の質問に移ります。

次は政治的、道義的ではなくて法的な話です。

我々は議会を通じて、この問題の違法性を一貫して主張してきました。にもかかわらず、市長はずっと無視をしてきました。私は少なくとも議会が指摘した以降に発生した損害で、小樽市が損害賠償をしたものは国家賠償法第 1 条第 2 項の重大な過失に該当して、小樽市は市長に求償しなければならないと考えています。この点について、市長の認識をお伺いします。市長に求償しますか、しませんか。ただ、この点は住民訴訟になれば、市長が「私はそうは思いません」と言うのは全く通用しない話ですので、裁判を意識してお答えください。

○（総務）総務課長

御指摘のとおり、国家賠償法に基づく重大な過失の場合は求償ということになろうかと思うのですが、ただ、繰り返しになるかもしれないのですけれども、現時点では、その損害賠償という状況には至っていないものですから、今の段階で明確に求償するかしないかということについて、明確にお答えするというのは難しいかなと考えております。

○林下委員

先ほど来、損害賠償請求に発展するかどうかかわからないという答弁ですが、少なくとも、私も前段に質問しておりますけれども、行政指導に従わないというのは、過去の経験上ははっきり言えるわけで、そういったことが長引いて、結果的に今結論も出されていない。市長も責任をとろうとしていないと。そういう状況ですから、やはり裁判に発展するというのが、必然性があると私は思うのですが、そういう認識はないのですか。

○（総務）総務課長

現時点で、その裁判に発展するのかどうかということも、明確なことはやはり言えないというふうに思います。

○林下委員

水かけ論をしてもしょうがないので、次に移ります。

市長がどういうふうを考えていようが、結果は、市長の後援会幹部が市長から違法な許可を受けて、本来はできないはずの事業をしたのです。そして、後援会幹部が、その事業から利益を得た可能性が高いのです。これは紛れもない事実です。小樽市政における最大の汚点です。森友学園や加計学園よりもさらに深刻な民主主義の本質にかかわる問題なのです。こんなことが許されるわけがありません。市長は、結果責任と説明責任の両方を問われるわけです。

また、損害賠償するにしても、和解するにしても、議会の関与が必要な案件です。まさに市長は他人に説明責任を求めている、自分はだんまりだったり、私はそうは思いません、というような結果にはならないですよ。誠実な答弁を求めます。

○（総務）総務課長

おっしゃるとおり、和解するにしても、損害賠償という事態になった場合も、損害賠償額の予算計上ということにもなると思いますので、その際は、当然、議会の議決が必要であると認識しております。そういう事態になった場合には、やはりきちんと議会に対して説明して、御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○林下委員

ただいまの答えでは、今までの議論に対して全く責任のある答弁とは思いません。例えば、裁判があるかないかは別にしても、今、言われたように紛れもなく市長の後援会幹部が違法な許可を求めて、それを市が許可したと。この事実からしてもやはり大きな問題なのですから、少なくとも議会の同意なり、これからどんな作業をするにしても、どんなことが起きようと議会の同意も必要でありますし、そこできちんとした説明責任を果たさなければ、非常にこれからの対応についても、大きな問題を残すことになると思うのですけれども、そういった点について、市長はどういうふうを考えているのか。もう一度お答えいただけますか。

○市長

今までもこの件につきましては、皆様から質問がある中で、さまざまな観点から御質問がある中で、誠実に答弁をさせていただいたというふうにも思っております。

またその中で、これも今までもお話ししておりましたが、その許可を出した事業者の方が後援会であろうとどなたであろうと、今までの指示としては同じ判断をなされてきたということでございます。それに対しまして、その問題点を皆様から御指摘いただき、その改善策について、今、徹底的に行っているということ。そしてまた、その許可においては、是正処分を含めて進めているというところでございます。

ですから、この点におきましては、林下委員を初め議員の方々から後援会の幹部だからということでの御指摘のようではありますが、それについては、今までもお話しさせていただいたように、どの許可に対しましても、基準や法令等があって、その許可においては誰であっても同じ対応をするということが重要であるということ、市役所職員に対してもお話をし、今回においても、そのことを指摘した上で最終的なその判断になっているということでございます。

ですから、そのことにおける御指摘は私たちも真摯に受けとめ、その現状における是正策と今後における改善策、しっかりそれをお示しして行っていくことが重要である、このように考えているところでございます。

○林下委員

私が質問したことへの市長の答えとしては、非常にずれていると私は思います。本会議でも市長は代表質問に対して、私自身が事業者に対して、直接行動するのは不適切だと考えるというふうにお答えになりましたが、私は積極的に市長が行動しない限り、小樽市としては非常に大きな損害をこうむる可能性のある事案だと思いますので、やはり積極的に行動しないことこそが不適切だと、私は思うのですが、その点について市長はどう思いますか。

○市長

例えば、まちを発展させていくためにとか、まちそのものを売り込んでいくために、また、何かの課題解決をするために、市長として積極的に行動していくということは重要だというふうには認識しております。

しかしながら、この案件におきましては、やはり許可を出すにおいても認可するにおいても、またさらには是正するというにおきましても、基本的には市の中で、それに基づく基準やマニュアルがあって、それによって、取り組み、形にしていくことが本来であるというふうに思っております。その中に逆に私が、それが後援会の関係者だからとか、または逆に私のことを例えば応援していないからとかということを経由に間に入って、それに対して、やりなさい、やめなさい、またはそれを許可する、しない、そのようなことの間に入るということにおいては、やはり私自身は適切ではないというふうに思っておりますので、その是正処分においても、それに基づいた法令やルールがありますので、そのルールに基づいて、適切に一つずつ執行していくということが重要であると認識しております。

○林下委員

また、同じ議論の繰り返しになりますので、次の質問に移ります。

◎市長公約と財政運営について

次に、市長公約と財政運営についてです。

市長は、みずからの公約達成の成果を先般の本会議でも、あれもこれもごちゃ混ぜにして、公約を実現したと言っておりますけれども、市長が公約を実現できるのは、基本的に議会の同意と財政調整基金の取り崩しによって、初めて公約が実現したという、そういう認識はありますか。

○（財政）財政課長

本会議でも答弁させていただきましたが、本市の財政状況につきましては、歳入増に向けた取り組みは、随時進めておりますが、一般会計の歳入の多くを占める地方交付税の今後の動向も不透明なほか、他会計及び基金の借入残高とか、公共施設の老朽化対策などのさまざまな財政需要もあるなど、将来的な課題も多く抱えておりますので、市の財政を取り巻く状況は厳しさが増しているものと認識しております。

そのような状況の中でも、公約に関する事業も含めて全ての事業につきましては、予算編成の段階で、その財源としては、財政調整基金を取り崩すことによって、収支均衡予算を編成しておりますので、現状では委員のおっしゃられるとおりかと考えております。

○林下委員

一点だけ、今、確認しておきたいのですが、市の財政は厳しさを増しているということで間違いありませんね。

○（財政）財政課長

実際に財政状況につきましては、歳入状況や歳出状況でいろいろな側面がございます。

例えば、市税の関係についても、平成 29 年度決算におきまして、法人市民税の部分で指定法人の業績が好調な部分などもありますので、そういうところでよくなっている部分なども当然ございますし、ただ、今後 30 年度予算に向けては、例えば、固定資産税については 3 年ごとの評価がえの年とかも迎えますので、その部分で悪くなるという要素も当然ございます。

そのほかにも歳入でいけば、例えば、地方交付税につきましては、国の地方交付税の総額ベース、これも全体として減少傾向にあるとか、地方消費税交付金も若干減になるなど、歳入については、国の動向でも少なく今推移しているような状況にあるかと思えます。

ただ、そのような状況の中でも、本市におきましても、例えば、金額的にはまだ大きくないかもしれないですけども、自主財源の確保ということでふるさと納税に力を入れていたり、29 年度から納税課で徴収一元化の組織とか、そういうものを編成しまして、随時自主財源の確保に向けての取り組み等も進めております。

ただ、全体としての財政状況でいけば、毎年、財政調整基金からの取り崩しにより収支均衡予算を回っているという事実は、今に始まった話ではなくて、従前からそのような状況でもありましたし、また、そのような中で他会計とか、もしくは基金からの借入れも着実に返済はしているのですけれども、どうしても、その部分で全体としての歳入が縮小傾向にある中で、やはり扶助費などを中心として、経費のかさむ部分というのも当然ございますので、そういうことも含めまして、従前と比較して財政状況は、なかなか好転していったいない、厳しい状況が続いているというもので考えております。

○林下委員

小樽市はかつて第二の夕張になると言われるほどの厳しい財政状況から脱するために、さまざまな取り組みをし、そして市民の協力によって、初めて財政の健全化をなし遂げたと私は思っております。

今、歳入は、国の交付税の削減なり地方消費税の伸び悩みなどによって、厳しさが増しているということで理解をいたしますけれども、本当にそういう状況の中で、市長が厳しい状況を踏まえた事業を推進しようとしているのか、財政規律という視点から不安はないのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○（財政）財政課長

現在の公約の部分につきましては、例えば、人口減少対策などの子育て支援策とか、子供の学力向上に向けた対応、経済対策などを進めていく上で、やはり一般財源が増加する側面というのは確かにございます。

ただ、これらの事業につきましては、本市が現在置かれている人口減少を抑制するための施策でありまして、事業の実施に当たっては、現在も厳しい財政状況でありますので、その対象の範囲とか期間なども考慮して、当然のごとく既存事業の見直しも同時に図りながら、対応をさせていただいております。

なお、財政規律につきましては、歳入歳出のバランスが保たれて初めて、収支均衡が図られている状態になれば、財政規律の健全性は保たれているものというふうに考えられます。よって現在、予算編成に当たっては当然、単年によって事業においては拡充する部分もありますし、縮小する部分もありますし、当然、廃止も新規も、いろいろな要素がございますが、単年だけのその状況だけで判断するのではなくて、実際に複数年にわたって予算を管理して収支均衡を目指していく必要があるものと考えております。

○林下委員

私も今質問している中身については、市長の公約であろうと何であろうと、やはり、我々もそれは必要だと。子育て支援だとか少子化対策とか、そういったものについてはしっかり検証しながら、承認するものは承認して、そして、どうもこれはだめだというものについては、予算を組み直すとか、そういったことを提起していったいないわけですが、そういった意味で、我々の取り組みと市長が進めようとしている公約の中身は、財政部としてはきちんと精査しているという理解でよろしいですか。

○（財政）財政課長

実際に議会議論の中で、私たち市からいろいろな施策は提案させていただきます。その内容について、議会の皆様から、それについてのいい面とか改善していかねばならない点などをいただいた上で、議会の議決をもった上で予算が執行されていくような形になりますから、市として進めていくべき施策、そして議員の皆さんのところで考えている施策を合わせたものが最終的に予算として議決されているものと考えておりますので、当然、双方の考え方を網羅した形になっているというふうに考えております。

○林下委員

そこで、この項最後の質問になりますけれども、中期財政収支見通しでは、平成 32 年度で財政調整基金が底をつくことが示されております。市長はどういう展望を持って、その財政運営を今後行っていかようとしているのか。その 32 年度という状況を踏まえてお答えをお願いします。

○（財政）津川主幹

本市の今後の財政運営についてですが、本市の財政構造は、平成 31 年度以降の予算編成に当たっても多額の財源不足が見込まれています。何らかの財政対策を行わなければ、収支均衡予算を編成できない厳しい状況は続くものと考えています。

そのため、今後とも健全化の取り組みを継続するとともに国の動向なども注視しながら、本年については、従来の中期財政収支見通しではなく、より具体的な計画の策定を進めるなど中長期収支を見通した財政運営をしていかなければならないと考えておりますので、財政規律の健全性を確保するために、歳入歳出全般にわたり、より実効性を持たせた健全化に向けてのプランを今後検討していきたいと考えております。

○林下委員

ただいまのお答えは、平成 31 年度以降、財源対策をとると。厳しい財政を改善するためには、そのことが必要だと、そういうお答えで私も受けとめておきます。

◎人口減少と公共交通の維持について

次に、人口減少と公共交通の維持についてお聞きします。

市長は、北海道中央バスとの信頼回復の取り組みについて、一般質問で答弁しておりますけれども、結局のところ、前副市長がふれあいバスの継続の合意をとりつけて以降、今日まで市長は少なくとも何らかの形で接触する、そういう努力をしてきたのか。あるいは、信頼回復をどういう形でやろうとしているのか。そのことが、全然見えてこないのですが、その点について、市長はどうお考えですか。

○建設部長

昨年まで市長からも何度か社長にお会いしたいという形で、直接、市長のお考えを伝えたいという形ではお伝えしてきていました。ただ、それが実現できなかったということはあるのですが、今後につきましては、現在、地域公共交通網形成計画をつくっております。そういった中で、林下委員からも御質問がありましたが、この計画は、やはり交通事業者と協力して連携してつくっていかねばいけないというのは、私どもとしても十分認識しておりますので、今後についてもきちんと連携を図って取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、これから新しい社長が就任しましたら、ぜひお会いするような形というのは考えているところであります。

○林下委員

今、建設部長から答弁いただきましたが、これは、市長が本会議でも答弁しているとおりということで、理解はできますけれども、やはり市長は、この間、非常に期間もあったわけですし、チャンスやタイミングも幾らでも私はあったと思いますが、みずから市長として何も行動した形跡はないというふうに、私は見ざるを得ないと。そういった意味で市長は、このチャンスやタイミングをはかって、みずから行動してこなかったのではないかということを指摘しているのですけれども、市長はどう認識しているのですか。

○市長

今、建設部長からも答弁いたしましたけれども、こちらの真意を伝えたいという思いにおきましては、このような議会の場におきましてもお話をさせていただいておりますし、今、部長から話がありましたように相手方に対して、何度もお伝えさせていただいたというところではございます。

しかしながら、もちろん相手方の都合であったり、時間の関係上のこともありますので、結果的にこの間、それがかなわなかったということで、議会の中でも答弁をさせていただいたところでございます。残念ながら、それがかなっていないところでもありますけれども、改めて新しい社長が今月末に就任される予定だと聞いておりますので、折を見てこちらからアプローチをし、お会いできる機会ができればというふうに考えているところではございます。

○林下委員

市長の今の答弁ですが、私たちは昨年の中央バスからの申し入れがあって以降、やはり中央バスが路線の維持に極めて厳しい環境にあって、一日も早く対応しなければならないということで、我々もいろいろな取り組みをしたり、あるいは大変な危機感を持って議論をし、市長にも対応を求めてきたところですが、結果として、全然、そのことが実現されないままに昨年秋のダイヤ改正では、小樽市の対応に見切りをつける形で市内線の減便に中央バスは踏み切ったと。これはやはり市民からも減便に対する驚きと戸惑いの声が非常に多く寄せられております。

市長は、これまでの対応のまずさや不信感が減便につながったというふうに反省があるのかないのか、その点についてはどうでしょうか。

○市長

このような点につきましても、今までも答弁していたかと思うのですが、その減便等の判断におきましては、やはり事業者みずからのお考えや判断の上で行われたとされているところでございますので、林下委員は、そこ私の対応において結びついているのではないかと御指摘はあるようですが、そのようなことだけで中央バスが判断される、その事業または経営を判断されるということはありません、私は思っております。

しかしながら、林下委員がおっしゃるように、中央バスの小樽市内における公共交通の経営の厳しきということにおきましては、社長みずからがお話をされていて、そのことについては、もちろん私達も認識しており、だからこそ昨年の暮れにはなりますが、市として、法定協議会を設置してきたところでございます。

今後におきましては、この協議会を通して、今後における市内において、市民の皆様にご喜ばれるとともに持続可能なネットワークづくり、これをしっかり果たしていくことが重要ではないかなと認識しているところでございます。

○林下委員

市長の認識は、確かに会ったとしても対応がまずいと、そのことを私は指摘しているわけです。少なくとも、やはり事業者の判断でということなのですが、確かに事業者は判断して減便したのかもしれませんが、そこに至る経緯というのがあったわけですよ。進むことをしっかり踏まえなければ、また同じ過ちを繰り返して、市民に多大な迷惑をかける結果になるという認識はないのですか。

○建設部長

今、市長から答弁がありましたけれども、今回の減便等の対応ですが、繰り返しになるのですが、その収支の部分ですが、やはりほかの自治体を見ますと、市営でやっているところはなかなか厳しくて民間に移行してきたと。そういう中で小樽市の場合は、昔から民間で、ずっと中央バスが運営されてきたと。そういうところでもあったので、この平成を過ぎても直近まで黒字でやっていけたのかなと思っております。

ただ、やはり、このごろは人口減少が進む中では、なかなか中央バスも厳しいという中で、今後、法律の中で、要は行政がこれから維持するために責務を負ったと。そういうこともありまして、今回、法定協議会をつくりまして、今、地域公共交通網形成計画をつくっていると。その中で、ただ、我々としても持続可能な公共交通の維持を考えますと、中央バスの民間の経営の判断も必要なのではないかと考えております。

それにつきましても、中央バスと事前に協議をさせていただきまして、そういった経緯というのを我々も聞いております。ただ、地域公共交通網形成計画につきましても、あくまでも将来的な公共交通のマスタープランと申しますか、方針を決めると。なかなか、すぐに実施の事業と申しますか、そういう改善的な事業に結びつくには、もう少し時間がかかるのかなと思っております。

そういった中で、やはり、こういったダイヤ改正につきましても、確かにダイヤ改正することによって、今、委員がおっしゃったように、市民への影響と申しますか、不便をおかけすることになっていると思います。ただ、これにつきましても、維持していくためには、どうしてもそういうことは民間としても、やはりそういう判断をせざる

るを得なかったのかなと思っております。

ただ、今後につきましては、繰り返しになりますけれども、この協議会の中で交通事業者としっかり連携を組んで協力しながら、今後の小樽市の公共交通の維持に向けて取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

○林下委員

私は、今、その対応のまずさということを行いましたけれども、やはり中央バスも企業努力を重ねて、なおかつ、もう限界だということで申し入れがあって、そして、法定協議会を早く設置してほしいという、その申し入れだと私は理解しているのです。

そこで、その対応として、私は担当者とも随分議論しましたけれども、例えば、アンケートをする。それは、中央バスに対して信頼関係があれば、中央バスは膨大なデータを蓄積しているわけですよ。日々の運行状況は確認しているのです。ですから、アンケートをとる以前にどういったニーズがあるのか、どういったことをすれば利用してもらえるか、必死になって努力をしているのです。それに対して、小樽市がアンケートをとる。そして、それを待って法定協議会をつくるという、その考え方自体が、やはり信頼関係を失わせてきた原因になるのではないかと、いうふうに、私は前にも指摘しております。

ですから、そういうことが後手に回って、また同じことをして市民に迷惑をかけるのかいと。そのことを、私は最大に懸念しているわけですよ。ですから、そういったことを十分認識して、今後、市長を先頭に信頼関係の回復と、そういう対応について、もっと真剣に取り組まなければ大変なことになるのだよということを、私は主張したつもりですけれども、その点について、お答えいただければと思います。

○建設部長

今、林下委員がおっしゃるとおり、私どもとしましても、そういった交通事業者と今後もしっかり協力していく姿勢はあるというのは、十分考えております。

先ほどアンケートの話があったのですが、中央バスが持っているデータというのは、実際に利用している方が、要は何人乗っているかというデータだけであります。ただ、今後、我々としては、維持するためには、どういった方が何の目的で公共交通を利用しているのだということ、要は目的を把握していかないと、今後利用者の掘り起こし等も含めて、そういったところをきちんとアンケートの中で把握していかないと、いけないと。そういった点におきましては、今、中央バスが持っているデータでは少し不足をしているのかなと。それについても、しっかり中央バスとお話をできてまいりました。我々としては今回実施するアンケートもきちんと交通事業者にもフィードバックしたいと考えておりますので、しっかり、そういった点を踏まえて、これからも連携していきたいというふうに考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○千葉委員

◎除排雪について

私からは除排雪について伺いたいと思います。

我が党の斉藤議員の代表質問で、「本年度の除排雪に関する制度等につきましては、現在進めている検証結果を見定めた後、必要があれば新たな取り組みや制度の改善等について検討してまいりたいと考えておりますが、制度等

の変更を行う際には、議会に報告をさせていただき、審議をお願いしてまいりたいと考えております。」と答弁されています。

それでお伺いいたしますけれども、現在進めている検証の内容について具体的に説明をお願いしたいと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

現在進めております除排雪に関する検証でございますけれども、現在進めておりますのは、平成 29 年度までの除排雪に関する課題等について、検証を進めているところでございます。

具体的に申しますと、27 年度以降に取り組んだ新たな施策についての検証と昨年度の除排雪作業、主に昨年度の除排雪作業に関する検証、それと第 1 回定例会で議会議論にもなりましたが、雪堆積場の現状について、検証を進めているところでございます。

○千葉委員

今、具体的な説明がありましたが、これはいつごろ検証が終わって議会に示されると考えていいのか、その辺について、お答えください。

○（建設）雪対策第 1 課長

現在進めております昨年度までの、先ほど具体的に三つ申しましたけれども、それに関する課題等の検証につきましては、今定例会にお示ししたいと考えており、現時点では建設常任委員会で報告することを想定しております。

○千葉委員

必要があれば、新たな取り組みや制度改善等について検討する。この新たな取り組みや制度について、現在どのような考えがあるのかについてはいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

除排雪に関する新たな取り組みであったり、制度の変更につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございしますが、今定例会で検証について報告する内容につきましては、昨年度までの除排雪に関することをまとめて、課題等の抽出を行うまででございます。

その後において、その課題解決に向け、制度の新設であったり、新たな取り組みが必要になるということになりますと、そのことにつきましては、それらの検討を進めていくということでございますので、繰り返しになりますが、制度の変更や新たな施策の取り組みをどうするかにつきましては、今後の作業の中に含まれているということで、現時点で申し上げることはできませんので、御了承願います。

○千葉委員

現時点では、その新たな取り組みですとか制度の変更等はお答えできないというお話だったのですが、今定例会の本会議では、ステーションをふやす考えがあるというような発言もあったかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返しになりますが、新たな制度変更であったり、新たな取り組み、その中には現状のステーション体制はどうなのか。それを見直す必要があるのかということも含めまして、それについての考え方につきましては、今後の作業になりますので、現時点ではお示しすることはできませんが、この課題に基づく課題解決のための施策であったり、取り組み、制度変更についての検証については、なるべく早く作業を終え、お示ししたいというふうに考えております。

○千葉委員

発言があったというふうに私は思っております、これはステーションをふやす考えは持っているということによろしいですか。確認させてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返しの部分があって申しわけないのですが、現在検証を、今定例会でお示ししようと考えていることは、昨年度までの除排雪に関する取り組みと作業状況等についての課題等の抽出です。今後の作業としまして、この課題を解決するために、どのような施策が必要なのか、もしくは制度変更が必要なのかということは、今後の作業でやっていくものですから、現時点でステーションをふやすとかふやさないというような、除排雪、現状のステーション体制の見直しについては考えているところではございませんが、ただ、それを行う、行わないというようなことを否定するものでもございませんので、もしこの課題解決のために必要だとなれば、そのことについても検討しなければならないと考えておりますし、もし、そういうような事態でふやすということになるのであれば、なるべく早い時期にお示ししなければならないと考えております。

繰り返しになりますが、現時点では、ふやす、ふやさないということについては作業が進んでおりませんので、お答えすることはできません。

○千葉委員

今、本会議でのお答えに対しては、ある意味、今の答弁では否定しているのかなと思いますけれども、当初、6ステーションで進んできたものを7ステーションに変更しましたが、この理由はどのような理由だったのか改めて伺いたいと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度にステーションを一つ、旧第 2、第 3 ステーションの一部を分割して第 7 ステーションをつくりまして、旧第 2、第 3 ステーションエリアの中で新たなステーションをつくったということでございますけれども、これにつきましては、ステーション区域を新しいステーションをつくってコンパクトにすることにより、パトロール業者や我々市のパトロールが行き届くようになり、除排雪の対応がよりよくなるということでステーションを増設した、それが一つの要因でございました。

○千葉委員

今言った説明だったのかなと私も記憶しておりますけれども、当初は二つふやすような話もあったように記憶していますが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度の時点で幾つふやすと想定していたかということにつきましては、申しわけございません、私は、今認識していないのと資料もございませんのでお答えすることはできませんが、ステーションの増設に関しましては、森井市長の選挙時の公約でもございますし、我々で考えていることは、除排雪作業をよりよくするために必要であれば、ステーションの増設等も必要と考えれば、そのことについても検討していくということでございます。

○千葉委員

除排雪の 7 ステーションにふやしたときというのは、除排雪等の検証で排雪等におくれが出ていることがあるという検証結果によって、ふやしたのかなと私は記憶しています。

実際に今お答えできないというお話がありますが、一つステーションをふやした場合には、市が貸与する機械等の準備をしなければいけない、そういうことが出てくるのかなと思いますけれども、委託費の予算が増額になると考えられますが、この件についてと、その増額になる要因について、どのようなことがあるのか説明をお願いしたいと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

現時点で、ステーションを増設するかどうかについては検討の作業を進めておりませんので、それについてはお答えすることができないのですが、仮にステーションを一つふやすということで考えますと、あくまでも一般論ではありますが、設計上の話になりますが、ステーションの諸経費が増加することが考えられます。ただ、こ

の額がどの程度になるのか。そのほか設計上のほかに何か市でかかる費用がどんなものがあるのかについては、現ステーション体制の変更をするかどうか、今、決まっていない段階では詳細に想定することもできませんので、答弁としては、ここまでになると考えております。

○委員長

雪対策第 1 課長に申し上げます。

その増額となる要因も挙げてくださいますとの質問でしたが、要因はどうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

私の説明が足りなくて申しわけございません。

先ほども答弁させていただいたのですが、あくまでも設計上の話ということですが、今の設計のルールでいきますと、同じ業務量であっても、それを 6 つのステーションでやった場合、7 つのステーションでやった場合、8 つのステーションでやった場合の諸経費のかかり方、ステーションをふやしたことによって、ステーションの諸経費が上がっていきますので、6 つの場合が一番安く、ふやした 8 つの場合が高くなるというのは、これは設計上のルールに基づいて出るものですから、ふやした場合、設計上の一般論ではありますけれども、設計上では増額になります。

○千葉委員

その設計上で増額になるという、具体的に設計上どういう増額の要因があるという説明はいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

説明が十分ではなくて申しわけございません。

今の設計というのが、これは一般的に委託関係、工事関係でも共通する部分があるのですが、実際にやる作業量、これが大体、直接工事費と言われております。それに諸経費がかかって、それを加えたものが設計金額になります。その諸経費の考え方は直接工事費、実際にやる作業の部分、その額が大きければ、その経費率が小さくなります。逆に小さくなれば、その経費率が大きくなるものですから、6 分割と 8 分割であれば、その直接工事費の額は 8 分割にしたものがそれぞれ小さくなりますので、諸経費は反比例で大きくなるという形で諸経費の部分が増額になるということでございます。

○千葉委員

何かだんだん余計にわからなくなるので、わかりました、いいです。

これから検証結果が報告されて、今、説明いただいた、少しわかりにくかったのですが、増設予算となると増額が見込まれるのかなと思っております。これは新たな取り組みとして、一つステーションがふえるということは、当初予算、第 1 回定例会で示されて、議会としては減額修正がされたのですが、その金額とは違ってくるという考えでよろしいのですよね。

○（建設）雪対策第 1 課長

第 1 回定例会で計上させていただきました、地域総合除雪業務の予算でございますけれども、それが修正という形になりましたので、第 3 回定例会に向けて、今、そここのところの見直しも含めて検証作業をしているところでございますので、第 1 回定例会と全く同じものが出るということはないと考えています。

例えば、人件費だったり、燃料代というのは変わっておりますので、それに置きかえたものになりますし、また、これまで行ってきた施策についても検証した結果、回数をふやすとか減らすとかというようなこともありますので、その辺のところについては全く同じものという比較はできませんが、ただ、先ほどから申していますように、ステーションをふやすということに関しましては、設計上の一般論ではございますけれども、諸経費はふえるということで増額になることは考えられます。

○千葉委員

次に伺いたいのは、小樽市共同企業体除雪業務に関する入札までの日程についてです。今年度は、いつごろと考えているのか、スケジュール感を説明していただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

共同企業体によります除雪業務に係る入札のスケジュールですけれども、通常の流れでありますと、8月下旬ごろに共同企業体の申請の説明会を行いまして、その後、共同企業体の受け付け、それから決定、入札の指名を行い、10月下旬ごろには入札を行いたいというふうには考えてございます。

○千葉委員

昨年は11月中に、結構多い降雪がありまして、議会からはそういうスケジュールをもう少し早めたほうがいいのではないかというお話もありました。

今回、仮にというか、お話ができないということでありましたけれども、それ以上おくらせることはできないという考えでよろしいのですよね。

○（建設）雪対策第1課長

現時点で考えていることに関しましては、例年どおりといいますか、10月中に除雪、各JVと契約を結びたいということでは考えております。

○千葉委員

先ほどステーションをふやす考えがあることについては、答えにくいのか、本当にどうなのかというのは非常にわかりにくかったのですが、本会議での答弁の記憶からすると、そういう可能性もあると私は受けとめております。

そうなれば、今、説明いただいた業者説明会でステーションの数についても説明をしなければならないと受けとめますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策第1課長

今、千葉委員が言われました業者説明会は、JV編成のための業者の説明会だと思われまので、それに関しましては、当然JVを編成する上で幾つのステーションということは、その前に結論を出す必要があるというふうに考えております。

○千葉委員

今までも急に制度を変えるということに関しては、業者等にも混乱を来した経緯もあります。また、逆に入札等がおくれることによって市民が非常に心配したということもありました。私が一番懸念するのは、そのステーション増設の予算が議会でしっかり認められるかどうか。その検証結果をしっかり説明できるのかどうかということで、非常に懸念しております。ステーションをもしふやすとすれば、予算が確定しない中で業者の説明会で説明しなければならないと思いますけれども、予算が認められていない中で説明するということについては、何かしら問題はないのかどうか、建設部の見解を伺いたいと思います。

○（建設）松浦次長

今、JV編成を含めてお話があったかと思いますが、担当課長が申し上げたとおり、現在、除排雪作業、JVの関係、雪堆積場、貸出ダンプを含めて、検証、検討を行っているところでございます。この結果をもとに、平成30年度の除排雪につきまして、新たな施策の必要があれば、その予算を含めて第3回定例会で補正予算案として計上させていただきたい、提案させていただきたいと考えております。

ただ、この施策等の内容につきましては、JVの編成、また市民の方々にいろいろな混乱を招かないように、第3回定例会の前になるべく早期に何らかの形で皆様にお示しできればということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○千葉委員

説明するのはいいのですけれども、その予算がまだ認められない中で業者に説明するとなると、業者間では、やはり一つふえるかもしれないというふうな J V の組み方ですとか、それに伴う機械、リースになるのでしょうか、そういうことですか、ある意味、業者自体も市長が言われるとおりに、たくさんの業者に参入してもらいたいということを見ると、非常に小規模な業者も J V に入りたいという思いで資金繰りを考えるということが十分考えられます。そういった動きをする中で、第 3 回定例会の中で、議会で一つふやすステーションの予算が認められないとなると、非常に今までにない混乱を来すと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）松浦次長

確かに J V 編成前に、そういった混乱が起きないように皆様の御理解をいただいた上で、そういった形で、例えば、仮にステーションがふえるにしても、そういった J V の編成に影響がないような形で皆様に説明を申し上げた上で検討していきたいと思います。

○千葉委員

今、御答弁があった編成に支障がない形ということなのですが、どういう形が編成に支障がない形で進められることになるのか、説明を伺いたいと思います。

○（建設）松浦次長

支障がない形といいますのは、やはり例えば、仮にステーションをふやすという方針が出されましたら、そういう検証結果になりましたら、そういったことを庁内で決定し、それを踏まえた上での J V の編成という手続に入っていくような形になろうかと思います。

○千葉委員

結果的に市民に多大な迷惑、業者にも迷惑がかかることにならないよう拙速な見切り発車だけはしていただきたくないということを申し上げて、この項の質問を終わりたいと思います。

◎国立小樽海上技術学校の存続について

次に、国立小樽海上技術学校の存続について、簡単に 3 点ほどお伺いしたいと思います。

この存続については、市長を初め議会、小樽商工会議所、オール小樽でしっかり存続に向けて動いていると思います。去る 5 月 25 日に海技教育機構と国土交通省海事局に、本市の方策についての文書を渡したと思っておりますが、この提案の内容、二つの案が示されました。旧祝津小学校と小樽商業高校ということで案が示されていますが、それぞれこの二つの案にした理由について、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

二つの案をお示したおのおの理由ですけれども、まず旧祝津小学校は耐震化された市有施設であるため、市として責任を持って提供できることからお示したものです。

もう一点、小樽商業高校につきましては、今年 3 月に海技教育機構職員が来庁し、協議した際に移転先の有力な候補になり得るとのお話がなされたため、現時点で市としてできることを案の一つとしてお示したものであります。

○千葉委員

昨年 12 月に海上技術学校を我が党で視察させていただきましたけれども、商業高校とした場合に非常に教室内の設備ですとか、実習室等、本当に再編される中学校で必要な教室数など確保されるのかということ、少し私は心配しているのですが、その辺の見解についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現時点では、海上技術学校が移転する際の規模については示されておられませんけれども、仮に現校舎の規模の面積で考えた場合に、想定される統合中学校の面積との合計よりも商業高校のほうが大きいことから入ることができ

と考えているものであります。いずれにしましても詳細につきましては、今後の協議になるものと考えております。

○千葉委員

最後にお伺いしたいのですが、学校適正配置等調査特別委員会の中で複合施設として考えることについても、私は提案もさせていただいたのですが、それは海上技術学校の話がなかった中での話でしたので、想定していなかったというか、私は考えていなかったところです。

現在の考えというのは、教育長も何遍も答弁されておりますけれども、山手地区の松ヶ枝中学校と西陵中学校の再編場所としていますから、今、そういう商業高校の施設は何かその中でおさまるという考えではありますが、これは今後進める中で、松ヶ枝中学校の老朽化を非常に我が党としても懸念しております、今時点で再編の中学校プラス海上技術学校という考え以外に、中学校ではなくて、ほかの市の教育施設ですとか、文化施設等と組み合わせる、そのような考えはあるのかについて、可能性について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

もし海上技術学校が商業高校に入ることとなり、仮に統合中学校が商業高校に入らないとなる場合には、学校一つ分の空きスペースが生じることとなりますので、その際には統合中学校以外との複合について今後検討する必要が出てくるものと考えております。

○秋元委員

◎公職選挙法について

それでは、きのうも横田委員から公職選挙法と、森井さんが政治活動と称してのぼりを持って活動されていることの質問を通して、きょう座っていらっしゃる説明員の方、また、きょうの報道なんかを見て驚いている方もたくさんいるのだらうなというふうに私も思いますし、きのうの発言を聞いて非常にあきれております。また、説明員の皆様の中にも心の中では何を言っているのだと思っていらっしゃる方がたくさんいるのだらうなと、かわりに代弁させていただきました。

それで、きのう、森井さんからは、選挙管理委員会から注意されたことがあるというお話だったのですが、選挙に伺いますけれども、いつ、どのように注意されたのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

いつ、どのように注意という話がありましたけれども、選挙管理委員会としては、対象者が特定されるような個別の案件についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。御理解をお願いします。

○秋元委員

そうなのでしょうね。先ほどもそれは伺いましたが、あえて聞かせていただきました。

森井さんに伺いますけれども、今の質問、選挙管理委員会から、いつ、どのように注意されたのでしょうか。

○市長

恐縮ですが、日は覚えておりませんし、選挙管理委員会から一字一句どのように表現されたかというのは、残念ながら控えておりませんので、きちんとした正式な答弁にはならないと思います。

（「無責任」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

一字一句正確にとは、私は言いませんが、どのようなことを注意されたのか、それについては答えられますよね。

○市長

選挙管理委員会の方々からは、一般的には何かしらの通報があった場合において、その疑いが懸念される場合においては、その可能性がりますよということで助言するというようなお話は聞いているところでございます。そ

の一環で、私にお話をされたのではないかと思います。

(「何の内容」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

だから、何の件について注意されたのですかということなのですよ。

(「いや、それは答えましたよ」と呼ぶ者あり)

○市長

その件につきましては、昨日お話をさせていただきまされたけれども、のぼりに対する件でございます。そのようなことに対しての何かしらのお話が選挙管理委員会に入られたのではないかなと思います。

○秋元委員

それは公職選挙法に抵触するおそれがありますよということなのですよ。

○市長

先ほども言いましたが、一字一句は申しわけないけれども覚えておりません。ただ、選挙管理委員会におきましては、その判断は我々はできませんというふうにお話をされております。

(「かみ合っていない。全然かみ合っていないわ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いやいや、それが、だから理解していただけないのでしょうかけれども、きのう、森井さんは明確な基準が示されていないから、今までどおり活動を続けるというような話をされておりましたよね。これは選挙管理委員会にも聞きますが、これは明確に法によって規定されているのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

公職選挙法の中におきましては、公職の候補者等の政治活動における文書図画の掲示につきましては、公職選挙法第 143 条第 16 項の各号で規定されるもの以外は掲示してはならないということになっておりますが、その中で、のぼりといった直接的な表現はされておりませんが、法の解釈として公職の候補者等の政治活動において街頭演説の際に使用する氏名、または氏名が類推されるような事項を示すのぼりは、この規定に当たらず掲示できないものという認識でございます。

○秋元委員

何かよくわからないのですけれども、要するに公職選挙法に抵触するということなのですよ、のぼりは。氏名を、個人名を掲示したのぼりは公職選挙法に抵触するということなのですよ。歯切れが悪くてよくわからないのですよ。はっきりどちらなのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局としては、その違法か違法でないかという判断をする立場にはございませんが、法に抵触するおそれがあるというふうに思っていたらと思います。

○秋元委員

私も何かわかりやすいものがないかなと思って、いろいろと調べたら、ほかの自治体で、「選挙運動・政治活動 Q & A 集」というものがあって、そこに文書図画とはどういうものか、これは簡単に書いてあります。

「文書・図画はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見て意味の分かるものならすべて含まれると書いていい。」と書いてあるのです。

だから、とどのつまりが、のぼりだからいいとか悪いとかではなくて、自分の個人名が書いてあるものはだめなのですよ。こういう解釈でどうですか、選管。

○選挙管理委員会事務局次長

繰り返しになりますが、公職選挙法第 143 条第 16 項の各号では、掲示ができる、政治活動で使える文書図画を各

号でうたっているものであり、それ以外はできないとされておりますことから個人の政治活動において、氏名または氏名が類推されるようなのぼりを掲示するということは、これに当たらないのでできないと認識しております。

○秋元委員

森井さん、わかりますか。自分の名前、個人名が書かれているものはだめなのですよ。わかりますか。のぼりだからいいとか悪いとかではなくて、個人名が書かれているものはだめなのです。わかりますか。どうですか。わかりましたか。確認させてください。

○市長

今、やりとりをされたことにおいては、私も、今、耳にしているところではございます。しかしながら、私はそのようなことにおける解釈はしておりません。

(「はっ」と呼ぶ者あり)

(「えっ」と呼ぶ者あり)

(「うそ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いやいや、私はそういう解釈をしていないと言いましたが、では選管、今のそういう解釈をされないということに対して、それはそういう解釈でも構わないのですか。これはまた後で詰めていきますけれども、そういう解釈でも、これは問題ないのでしょうか。

(「自分が法律だって」と呼ぶ者あり)

○選挙管理委員会事務局次長

どのように認識されているのかというのはこちらでもわかりませんが……

(「いや、聞いただけ、今」と呼ぶ者あり)

あくまでも法の解釈に沿って説明していくことが必要なのかな、大事なのかなというふうに思っております。

○委員長

選挙管理委員会事務局次長に申し上げます。

今は、市長の見解、解釈を聞いての上での判断を求められたのですが、その観点で答弁はありませんか。

(「法解釈できないなら、やめてください」と呼ぶ者あり)

傍聴の方に申し上げます。お静かにお願いをいたします。

○選挙管理委員会事務局次長

我々としては、法の解釈を説明の上、理解していただくことしかできないというふうに思っております。

○秋元委員

では、理解していただけないということは、やはり森井さんの解釈は違うのではないかという理解なのですね、選管としては。

○選挙管理委員会事務局長

我々としては、先ほど来、法の説明をさせていただいているところでございますが、その認識が、もし市長に御理解いただけていないようでしたら、我々としては、その法の解釈を繰り返し説明していくことになるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、あくまでも法律にのっとった説明をしていく、それと我々としては、その説明を聞いた上で、まだ、こちらの御理解が得られていないのかなというふうに判断しているところでございます。

(「委員長、よろしいですか。委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長

この質問については、今、選管にお聞きした質問ですから、市長の答弁は今のところ差し控えてください。

(「先ほどの説明では不足かと」と呼ぶ者あり)

いやいや、発言を許しません。

○秋元委員

森井さん、今聞いていたとおり、森井さんの法の解釈は、小樽市選挙管理委員会の解釈とは違うのですよ。わかりますか。違うと言われているのですよ。それをこれからまた説明していかなければならないというふうに言われているのですよ。だから、森井さんの考えは法の解釈が間違っているのです。これはよくよくわかっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○市長

その件におきましては、昨日、横田委員からも同じ指摘があった中で、私は初めて聞いた、耳にしたことでありますけれども、何か3分の1理論だとかということがあって、それに伴うことであれば可能だというお話がありました。ですから、その表示方法において、一律なラインや基準がない中で、それはよくて、私が使っているものはだめだということにおいてはうたわれておりませんので、それについての解釈が今の選挙管理委員会の説明では不十分ではないかなと認識をしているところでございます。

(「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○秋元委員

では、選管にお願いしますが、わかるように説明してあげてくださいよ。これは議会の場ですから、まさかこんなことを言い出すような方が出てくるなんて誰も想定していませんけれども、これは、今後、小樽市で行われる選挙に関する重大なことですよ。来年は統一地方選挙もありますが、それにかかわっても重大なことですから、しっかり選挙管理委員会の見解を示してください。どういう解釈が正しいのか。法に基づいて何が正しいのか説明していただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

今、何度か説明させていただいております、個人の政治活動における文書図画の規制については、公職選挙法第143条第16項の各号に掲げたもの以外はできないと書かれておりますので、これが全てベースになっているということのお話をさせていただくしかないのかなと思っています。

その中で法の解釈として、のぼりという一例が出ましたけれども、それについては法の解釈を説明させていただく中で、これに当たらないというふうな見解がなされておりますので、できないということを我々は認識しているという説明にしかならないのかなというふうに思っております。

○秋元委員

それでは、私もいろいろ書類を、平成27年の自分の前回の選挙のときに、いろいろ書類がありまして、それを整理していたら、27年に候補者に対して、「街頭等における文書図画の掲示(使用)の規制について」の、これは多分全議員、また、もしかしたら森井さんのところにも届いているかもしれないけれども、ここで読ませてもらいますが、これは小樽市選挙管理委員会委員長から発出されている文書です。

「公職の候補者等又は後援団体の政治活動の一環として街頭や駅前などで行われるあいさつ行為や街頭演説において、当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項若しくは当該後援団体の名称を表示した、のぼり旗、プラカード、たすき、腕章等及び政治活動用ポスターを掲示(使用)することはできません」と、このようになっています。これがあってもまだ、解釈がどうだとかあだとかと、森井さんは言われるのですか。どうですか。

○市長

きのうに限りませんが、横田委員からそのようなお話があって、今までもそれについての御指摘等がありました

けれども、その選挙運動として見られるのではないかということにおいては、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目に着目するのみではなく、その行為の態様、すなわちその行為のなされる時期、場所、方法、対象等を総合的に観察することによって判断されなければならないというふうに解釈上ではうたわれているところでございます。

そのような中で、改めてインターネット等を見渡しても、例えば、自民党の議員であったり、公明党の議員であったり、それぞれの議員の方がインターネット上において、自分自身の名前が掲げられているのぼりを立てて、そういう活動をしていますよということを積極的に発信されているのも、何度も目のあたりにしているところでございます。

もし、秋元委員がおっしゃることが違法状態、違法行為だというふうになるとするならば、その方々、議員の方々も、やはり法を遵守すべき公務員の一人だというふうに思っておりますので、その違法状態をインターネットの中で積極的に発信しているという状況になっているのではないかなど私は懸念しております。

ですから、それに伴う法的な理由というのは、やはりそのよりどころというのですか、それがあって、私は取り組まれていると思っておりますので、今、横田委員からもそうですし、本日も秋元委員から御指摘がありますけれども、そのような懸念等があるのは、私も承知しているところではあります。このような議論も進めているところでもありますから、しかしながら、そこに対しての一定の、きのうもお話ししましたが、基準またはそれに基づいて、先ほど言った、3分の1はよくて、全部はだめということにおいては、私は初めて聞きましたが、改めてその後、そのことも調べましたけれども、どこでそれがうたわれているのか私はわかりません。

(「それは情報収集能力ないからだ」と呼ぶ者あり)

ですから、そのライン等がない中で、私が行っている行為のみが、それに対して違法状態でおかしいのではないかという御指摘であるとするならば、私は、そうですねということにはやはりならないのかなと思います。

(「何を言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

関係ない話を持ち出していますけれども、ではそのほかの方の選挙違反にかかわることは、それは手続をしっかりと自分でしてください。私は今そのことを言っているのではなくて、森井さんが今回のぼりを掲示して選挙管理委員会から注意されているという事実があるのですから、従ってくださいという話なのです。それだけなのです。それをかたくなに従おうとしないからおかしいのではないかという話をしているのです。選挙管理委員会ものぼりは違法ですと、違反ではないのですかというような話をされているのですよね。そうしたら、従えばいいではないですか。持論を展開しなくてもいいですから、法律がわからないのだったら調べてきちんと意見が言えるように、法をもとにですよ。私は選管に確認して、選管も公職選挙法に抵触するのではないかとっているのではないですか。森井さんも法を根拠に違法ではないのではないかと、違法ではないということを示してください。私はそうは思いませんので済まされないのですよ、どうですか。

○市長

選管からもお話がありましたように、文書図画の掲示におきましては、公職選挙法第 143 条第 16 項の中でうたわれております。その中で、これは禁止規定でありますけれども、その中に……

(「読まなくてもわかっています」と呼ぶ者あり)

次に掲げるもの以外を掲示する行為、いわゆる除外行為と言えよよろしいのでしょうかね、除外行為と言えよいのでしょうか、4つうたわれております。その中での第 3 号に、「政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの」、これが例外規定としてうたわれております。

私は、ここがよりどころだと思っておりますし、ほかの多くの方、全国のいろいろなところで行われております

けれども、その方々も、私はここがよりどころで行われているのではないかと考えております。しかしながら、そのよりどころがそれではなくて、皆様が御指摘されるように、この規定ではないよということであるとするならば、なぜ全国の方がその中でも街頭活動ができるのかどうか、そのよりどころはどこにあるのかということにおいては、調べ直さなければいけないのかなというふうには思っております。

○秋元委員

選管に確認します。今、森井さんがよりどころにするとおっしゃったところですけども、これはよりどころになるという考えで間違いないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今、お話がありましたのは、街頭演説がいわゆる例外規定にあります第 3 号の演説会場で掲示するものとしてよいかどうかということよろしいですか。

(「まあそうやって言ってますからね」と呼ぶ者あり)

公職選挙法の逐条解説等には、演説会場とは、個人演説会、政党演説会または政党等講演会を呼ぶものであり、講演会場とは、講演会の会場の内側はもちろんのこと会場の外側を含む関連であると解するというふうになってございます。ここで街頭での演説というのは含まないものと認識してございます。

○秋元委員

ということですか。全く当てはまらないそうです。どうですか。

○市長

ですから、私はこのように解釈をして、ここがよりどころだというふうに思って、取り組んできているところでございます。

しかしながら、これがよりどころにならないといった場合においては……

(「ならないって言ったじゃない」と呼ぶ者あり)

先ほどおっしゃっていた、そのいろいろな地域において、自民党の方も……

(「関係ないって」と呼ぶ者あり)

公明党の方も同じように活動されていることをインターネットを通して、違法状態だということを広めているという状況になります。ですから、私はこれがよりどころだと思っておりましたが……

(「委員長、ちょっと注意してあげてよ」と呼ぶ者あり)

もしそうでないと言うならば、その方々がどうしてそれができるのかという、そのよりどころはどこなのかということ、それを改めて調査し、調べた上で、そのよりどころが何なのかということ、それを突き詰めた上でどうするかということ、を判断していきたいなというふうに思います。

(「委員長、注意してくださいよ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いや、よりどころにならないと今言っているのですよ。そのほかのことは、だから、疑いがあるのだったら森井さんが手続してくださいよ、自分で。そうでなくて、私は森井さんの今の政治活動について話をしているのです。よりどころにならないといった公職選挙法第 143 条第 16 項第 3 号ですか。これはよりどころにならないと言われていのですから、根拠はないではないですか。改めるしかないのですよ。それでもまだ改めないと言うのですか。どうですか。

○市長

ですから、繰り返しの答弁になりますけれども、そのように全国で多くの方々がそれに取り組んでおります。

(「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり)

つまりはその方々においては、法令に従って議員の皆さんも行われているでしょうから、何かしらのよりどころ

をもって行われているのではないかと認識しております。

ですので、そのよりどころ、その方々はどういう理由で行えているのかということ进行调查し、その背景をしっかりと調べた上で皆様にもお示しをし、判断していきたいなというふうに思います。

(「いやいや、そんな答弁になっていないですよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、ちゃんと注意しないとだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「答弁はしております」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に申し上げます。

先ほどからの議論を聞いておりますと、市長の申されている理由の一つに、全国でほかの人もそういうことをやっているの、それは自分も許されるという論拠。赤信号みんなで渡れば怖くないという、その論法でもってお答えをされているようですが、

(「違います」と呼ぶ者あり)

(「いや、そうですよ」と呼ぶ者あり)

(「違います」と呼ぶ者あり)

それにつきましては、法律があつて法律を守るという遵守義務について、今、話をしていますので……

(「そうです」と呼ぶ者あり)

法律を守らない、守らなくていい理由を、ここで述べてもらう必要はございません。その論法に乗って、御質問にお答えをお願いいたします。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

いいえ、発言を求めておりません。

(「そうですか。改めて説明をと」と呼ぶ者あり)

秋元委員、続きをお願いします。

○秋元委員

根拠がないのですから、あとは注意に従って自分が是正するしかないのですよ。やめるか法に適合するしかない。きのう横田委員が言っていたとおりなのです。根拠がないのだから、普通は根拠を自分で持ってやるべきなのです。その根拠が指摘されて、わかりませんと。根拠を示して、それは該当しませんよと言われたら、そのほかになかったら、それは従うしかないのですよ。これから調べるのですか。今、調べてくださいよ、そしたら。いつまでたっても終わらないですよ、この議論。今、調べてください。

(「調べてもらったほうがいいわ」と呼ぶ者あり)

全国の議員がやっているから私もやります。そんなばかな話がありますか。

(「あやふやな答弁では困るね」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、先ほど言いたいことがあったようですから、どうぞ。

○市長

私はあやふやな答弁は一切しておりません。街頭活動の中においてののぼりの掲示等においては、横田委員が昨日おっしゃっていましたが、3分の1だったらいいということで御指摘があったように思っております。しかしながら、今の論法でいきますと、それもだめであるというふうな認識を持っております。

(「誰もそんなこと言ってないって」と呼ぶ者あり)

ですから、それがどこに基準があるのかということも明確ではありませんし、何度も繰り返して恐縮ですが、それぞれの議員の方も、やはり法を遵守されている方でありますから……

(「そのくだりは不要だ」と呼ぶ者あり)

その活動においては、やはりその法的な背景のよりどころがあって活動を行っているであろうと推測いたします。

ですので、そのことが、私が認識していたものと違うのであれば、やはりそれを確認した上で、その方々が行っている、その法的よりどころは何なのかということ把握した上で皆様にお示しをし、取り組んでいきたいなと思います。

(「いや、したら示してもらわないとだめだって」と呼ぶ者あり)

(「そんなものだめだよ、それ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、今ので。

(「根拠示してもらわないとだめだって」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いや、きちんと法に基づいて、小樽市選挙管理委員会に確認したら、全く根拠がない、崩れているのですから、今、根拠を示してくださいよ。もう根拠ないのですよ、あなたの。

(「示せないんだって」と呼ぶ者あり)

法的な根拠を示してください。

(「答えられないんだったら、調整すれば」と呼ぶ者あり)

法治国家なのです。法に基づいて、担当事務をやっているのではないのですか、小樽市は。そのトップなのですよ、あなた。

(「ちょっと調べて」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、今、市長の発言についての法的な根拠を求められておりますけれども、この根拠を今ここで示せないのであれば。

○市長

それについては、今までも何度もお話ししておりますけれども、それについて調べるには相当な時間がかかるというふうに思っております。

(発言する者あり)

私は今までもお話ししているように……

(「相当な時間かからないしょ」と呼ぶ者あり)

私はこれまで公職選挙法第 143 条第 16 項のうちの例外規定がそこに当たるであろうと、私は認識をしておりましたので、そして、全国の方々も、それを理由に、それを法的よりどころとして行っているであろうというふうに認識しておりました。先ほど来からお話しされているように、それが当てはまらないということであるならば、やはりほかの方々も、それではない法的理由があって行っているだろうというふうに思っておりますので、その調査におきましては、相当な時間がかかると思いますので、この場において、すぐお示しすることはできません。

(「そんなことないって。ネットで映っているところに電話して聞けばいいじゃない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

示せないそうですが、秋元委員、どうですか。

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(「答えになっていないですよ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

こんなのを認めていたら、これから選挙を行えないですよ。だから、きちんと根拠を示して納得できれば私もわかりましたと言いますよ。根拠も示さないで、今、時間がかかって調べられないみたいな、そんなばかな話はないのです。聞くところもきちんとあるのでしょうか。選挙管理委員会に聞けばいいではないですか。その違反している人たちに聞けばいいではないですか。

きちんと確認できる方法はあるのですよ。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

確認してください。

(「委員長、確認してください。確認を求めてください」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、いかがですか。

(「横田さんに聞いといで」と呼ぶ者あり)

○(総務)次長

先ほど来から市長が申し上げていますのは、市長としては、よりどころとして、先ほどの公職選挙法第 143 条第 16 項第 3 号に基づいてやっていたということでございますので、御指摘につきましては受けとめております。それにつきましては、よりどころとならないということでの御指摘でございますので、ほかの事例を調べて、今後の対応については考えていきたいということで考えてございます。

(「そんなばかな話ないって」と呼ぶ者あり)

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(「そんなので許されないですって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

秋元委員、質問をお願いします。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

今の総務部次長の話だと、今後、では、もしそれが違法だったらどうするのですか、そんな時間をかけて調べて。だから、私は今根拠を示してくださいと言っているのですよ。ましてや政治家として、小樽市のトップとして、選挙に出た方がその根拠を否定されているのに、まだそれを調べていないなんて、そんなばかな話はないでしょう。だから、今、調べてくださいと言っているのです。調べてくださいよ。調べさせてください。

(「調べさせてください、委員長」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「委員長、僕らの選挙にもかかわるからちゃんと調べさせてきてくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「正確に根拠を調べさせて」と呼ぶ者あり)

○委員長

少し時間をとりますので、根拠があるようであれば、再開時にそれを示していただきたいと思いますが、いかがですか。

(「そんな時間かからないって、委員長」と呼ぶ者あり)

○市長

先ほどもお話ししましたけれども、すぐに出すことは難しいというふうに思っておりますので、時間がかかります。

○委員長

どれほどの時間がかかりますか。

○市長

わかりません。

(「じゃあ、休憩すればいい」と呼ぶ者あり)

○委員長

これについては、今後についての重要なことだと委員長が判断いたします。

時間がある程度かかるとしても、一旦お待ちして、その根拠を示していただくということにしたいと思っておりますので、一旦、休憩をとります。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 5 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

秋元委員の質疑の途中ではありますが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。